

広島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年七月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大草三原線	三原市久井町山中野字大仙沖一一四四番一地从から 三原市久井町山中野字大仙沖一一五二番一地从先まで 三原市長谷四丁目一六五番一地从先から 三原市長谷四丁目一六六番一地从先まで	平成二十三年六月二十七日